請願者・陳情者の委員会における意見陳述等について

大和市議会では、請願書・陳情書を提出された方は、審査を付託された委員会において、委員長の許可により意見陳述等を行うことができます。

希望される場合は、「請願書・陳情書についての意見陳述等申出書」を審査が行われる日の２開庁日前の午後５時までにご提出ください。ただし、当該期限までに提出することが困難な場合は、当該期限までに議会事務局に電話で申し出た上で、当日の審査の開始前までにご提出ください。

各期限までに申出書の提出がない場合は、意見陳述等はできません。

なお、意見陳述等を取りやめる場合は議会事務局に電話でご連絡ください。

【方法等について】

①意見陳述等の対象者及び人数

・意見陳述等ができるのは、提出者のうち代表１名とします。提出者以外の方が意見陳述等を行う場合は、提出者から議長に委任状の提出が必要です。

②意見陳述等における留意事項

・審査開始時に不在の場合は、意見陳述等はできません。
・委員長の許可を受けて発言することができます。
・意見陳述は、請願書・陳情書の審査冒頭部分で行い、５分以内とします。時間を超過した場合はすみやかに終了してください。
・当該請願書・陳情書の内容の趣旨説明及び補足説明とします。
・個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、議員、個人、団体等への誹謗中傷や、名誉棄損などに当たる発言をしないでください。退場を命じる場合があります。また、これらの不穏当発言が予見される場合は、許可されません。
・発言を記録するため、マイクをお使いください。

③意見陳述等に対する質疑

・意見陳述後に委員から意見陳述者に対し質疑を行います。なお、意見陳述者から委員への質疑はできません。
・終了後は、傍聴席に戻り、委員会審査を傍聴できます。

④資料等の配付

・意見陳述者がその場で資料等を配付することはできません。事前（審査開始前）に議会事務局に提出され、委員長の許可を得たものは委員に配付します。
・配付を希望される資料等については、ご提出の際、委員分ご用意くださるようお願いします。

⑤意見陳述時の撮影・録音、発言内容及び氏名の記録・公表

・意見陳述を行う場面を傍聴人等が議長等の許可を得て撮影・録音することがあります。
・発言内容及び意見陳述者の氏名は、委員会の会議録に記録し、市議会ホームページ等で公表します。

⑥その他

・委員会日程の進捗状況によるため、請願書・陳情書の審査時間は確定できませんので、あらかじめご了承願います。早めにお越しください。

※「意見陳述等」には、質疑応答を含みます。

請願書・陳情書についての意見陳述等申出書

年　　月　　日

大和市議会議長　あて

意見陳述申出者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人等の場合、請願者・陳情者との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（例：社員、会員など）

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

請願第　　―　　号

陳情第　　―　　号　について意見陳述したいので、別紙事項について承諾の上、申し出ます。

（書式例）

委　　任　　状

大和市議会議長　あて

代理人　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者を代理人と定め、下記事項に関する一切の権限を委任します。

記

請願書（又は陳情書）についての意見陳述等を行う件

以下余白

年　　月　　日

委任者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名(自署)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿